

JRCA 2012年第10回理事会 議事録

2013年2月23日(土) / ニュートーキョー 8F 高尾

出席者：長瀬、中原、新井、勝田、佐藤、奥村、中島、河野、斉藤、中村、伊吹、米谷、

1：主催者意見交換会のまとめ

テクニカルアドバイザー全戦派遣の必要性が高まるなか、選手や主催者に対してJRCAとして派遣の必要性を訴え、JAFへ要望書を提出できるよう行動を起こすこととなった。

この他、主催者意見交換会で出た意見等をまとめ、広く告知することとなった。(別添の主催者意見交換会要旨を参照)

2：12～1月の収支報告

斉藤監査役より、この2か月について問題なしの報告が行われた。

3：ガイドブック製作について

開幕戦に向けて制作中の2013年JRCAガイドブックについて、担当や役割分担が確認された。

4：JRCAビデオの配信について

リアルプレイヤーのパートナーチャンネルより、JRCAビデオの同チャンネルでの配信に関する問い合わせが事務局に寄せられた旨が事務局より報告された。これを受けて、同チャンネルで配信することとなった。

5：次回会議予定 3月14日開催となった。

J R C A主催者意見交換会要旨

最重要事項

ノーショナルタイムの概念の徹底

レッキやリエゾンでの走行マナーに関する対応

車検対応マフラー

■スペシャルステージラリー開催規定の主な変更点および留意事項

(全日本／地方選手権共通)

●スタートリストは公式通知からコミュニケーションに変更

(スペシャルステージラリー開催規定第1章第4条参照)

- ・競技会の規則に関わる案件＝公式通知、その他に関わる案件＝コミュニケーション

●スタート間隔は原則1分おき

- ・安全上問題がある場合は間隔を広げることも可能(その場合は競技長が審査員界に提案)
- ・シード順に対しては、前年度成績、当年度成績が基準となるが、ターマック、グラベルで走行順が変わることもあり得る。

(スペシャルステージラリー開催規定第3章第19条参照)

●SSスタートカウントダウン

(スペシャルステージラリー開催規定第3章第25条6参照)

- ・30秒前に必ずクルーにアナウンスを行うこと。
- ・フライング装置と連動させる場合の設置位置は、スタートラインの先40cmの位置とすること。(誤動作防止)

●イエローフラッグの運用について

(スペシャルステージラリー開催規定第3章第25条14参照)

- ・イエローフラッグを提示する場合は静止提示ではなく振動提示で行うこと。(ドライバーが視認しやすいように縦に振動)
- ・イエローフラッグを提示した先頭車のゼッケンと時間をステージコマンダーに報告)
- ・イエローフラッグを提示された車両に与えられる救済タイム(ノーショナルタイム)は、クラス最遅タイムとは限らない。競技長が妥当とするタイムを与えることができる。

●ノーショナルタイムの概念

(スペシャルステージラリー開催規定第3章第25条14-7参照参照)

- ・救済タイムの概念＝自分のゼッケン順よりも前ゼッケンのタイムを与えられることにより、良いタイムが与えられる。(シードゼッケン制)
- ・ノーショナルタイムを一律に与える場合と、個々に与える場合の2パターン。(個々のタイムはラリージャパン、北海道で運用済み)

- ・同一 SS を複数走る場合、2 回目の走行タイムを参考とすることもあり。
(要するに、2011 年のハイランドマスターズでのノーショナルタイムの与え方はダメよということ)
- ・ゼッケン 1 とゼッケン 10 は平等の環境ではないというシードゼッケンの概念を周知させる。
- ・速報タイムはあくまでも暫定であるため、ステージ内でトラブルがあった SS の速報タイムは、ノーショナルタイムが決定するまでのタイムカード、コントロールシートに記載されているタイムをそのまま掲載する方が、混乱が少ない。

●競技会、競技の始まり

(スペシャルステージラリー開催規定第 1 章第 1 条 8 及び 9 参照)

- ・競技会の始まり=参加受付後
- ・競技の始まり=TC0
- ・競技の終了=最終パルクフェルメ
- ・競技会の終了=表彰式終了
- ・受付後の給油は、TC ゼロの後は指定急所カリフューエルゾーンで可能。

給油行為は消防法で定められた方法以外では行ってはならない。

(スペシャルステージラリー開催規定第 3 章第 18 条 10 参照)

●ラジオポイント

(スペシャルステージラリー開催規定第 2 章第 18 条参照)

- ・必ず 2 名のオフィシャルで運用すること。
- ・1 名はトラッキング対応、1 名はイエローフラッグ対応。

(イエローフラッグ提示中もトラッキングは中断しない。イエローフラッグ提示=競技区間の中断ではない)

- ・ラジオポイントにも予告看板(黄色)は必須。
- ・ラジオポイントにも消火器設置。内容量 3kg 以上×1 本以上。

●ギャラリーSS 開催規定

- ・開催規定の要項を満たすこと。

(スペシャルステージラリー開催規定第 8 条 10 参照)

10) 開催場所に観衆(観客)を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、JAF 公認レーシングコースおよび JAF 公認スピード行事競技コース(2 級以上)以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならず、JAF の確認(査察等)を受けること。

観客安全・コントロール

- ① 観客に警告を促すために、⑧の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。

- ② 危険な場所はセーフティプランに盛り込むこと。オーガナイザーは、セーフティプランに示されている危険なエリアをはっきりと示すこと。それはまた観客の到着前に行うこと。
- ③ 競技長は、救急委員長の推奨事項（FIA 国際競技規則 H 項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるように、先行車の乗員（および審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。
- ④ 競技中（先行車が通過後、追上車が通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。
- ⑤ 競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャルまたは警備員を配置しなければならない。
- ⑥ オフィシャルは、はっきり確認できるように、ジャケット等を身に付けること。
- ⑦ スペシャルステージは、観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定を設定すること。
- ⑧ インフィメーション（安全に関する告知）

観衆向けのインフォメーションをさまざまな方法で伝える
パンフレット、チラシ、プログラム

11) 上記 1) ~ 10) に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則 H 項に準拠した準備や対策を追加すること。

※①の「⑧の手段」とは、「モータースポーツ観戦には危険が伴います」の警告を必ずパンフレットに記載すること。

●レッキ中のスピード

（スペシャルステージラリー開催規定第 2 章第 11 条参照）

- ・オーガナイザーはレッキ中のスピードを計測する場合もある。
- ・場合によってはペナルティもあり得る。

※主催者申し送り要項に加えられた。

●コースカー

（スペシャルステージラリー開催規定第 2 章第 13 条参照）

- ・00、0 を必ず走らせる。
- ・コース確認を行い、安全にフィニッシュすること。
- ・走る速度は「中程度の速度」

●サービス（整備作業）

（スペシャルステージラリー開催規定第 3 章第 16 条参照）

- ・各デイ最初のスペシャルステージ前=20 分

※デイ 1 については強制ではない。ただしラリーの競技的要素およびオーバーナイトリグループの後の場合はその限りではない。

- ・ 2つのステージグループの間=20~30分。(旧規則はデイ毎に45分×2回または20分×回数限定無し)
- ・ 最終デイを除く、デイ終了時=45分。(旧規則は60分)
- ・ ラリーフィニッシュ前に10分のサービスを設定してもOK(セレモニアルフィニッシュ前にお化粧直し)

※テクニカルゾーン、フレキシに関しては記載無し

(ラリー北海道はAPRC規則を全日本で運用)

●SS内での緊急排除の概念

(スペシャルステージラリー開催規定第3章第25条11と12の解釈)

- ・ コースを塞いだ車両を競技役員が排除した場合=当該車両はデイ離脱またはリタイア。
- ・ コースを塞いだ車両を後続のクルーが排除した場合=当該車両が競技に復帰することはあり得る。

(主催側は選手間による緊急排除を期待、選手側は緊急排除による不利益(競技に復活したクルーがポイントを獲得する可能性あり))

■JAFから各主催者への留意事項

(規則化されていない部分を各主催者に申し送り)

- ターマックラリーの場合、公式車検時以外、競技期間中に任意の場所で最低地上高を測定。
- 三角表示板は、着座した状態で工具を使用することなく取り出せる場所に設置するよう、設置状況を車検時に確認。車検で確認が行われることをコミュニケーション/ブリーフィングで注意喚起。

■その他

- 自動消火器を装備している場合は、内容量を3kg以上に変更。手動消火器の場合は従来通り2kg以上。2013年は猶予期間とする。

●車検対応マフラーについて

車検対応マフラーは製造年月によって異なり、平成22年4月1日以降の生産車は、義務付けられている認定書または保安基準に準拠していることを証明できるものを車検時に提示しなければならない。平成22年3月31日までの生産車については、保安基準で近接排気騒音の規制値が設定されている。

なお、マフラーとは最後部の消音器を意味するものではなく、触媒を含みエキゾーストマニホールド以後の部品全てである。但し各主催者は特別規則書でさらに規制することができる。

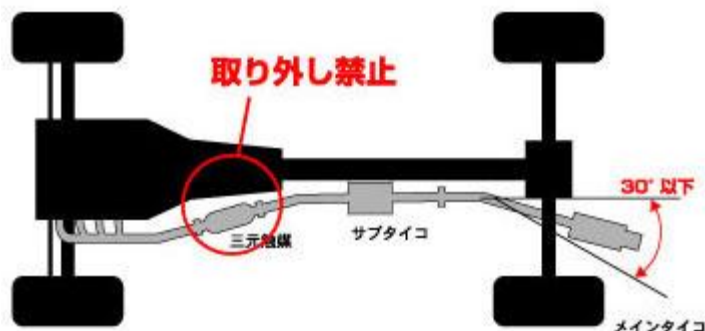
上記要旨を検討のうえ、JRC Aのホームページでニュース掲載、さらに会員メールにて周知することとなった。

参加車両のマフラーについての基準 (全日本ラリー選手権主催者統一解釈)

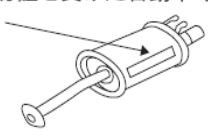
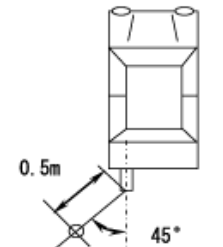



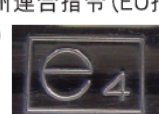
1. 道路運送車両の保安基準を準拠すること。

(保安基準の細目については、参加者の責任で確認のこと)

2. 全ての年式で、触媒の取り外しは禁止する。



3. 生産された時期により、次の要件を満たすこと

平成 22 年 3 月 31 日までに 生産された車両				平成 22 年 4 月 1 日 以降に生産された車両	
近接排気騒音 (車検証に記載された規制)				メインタイコ、サブタイコに、下記(イ)～(ホ)のいずれかの表示があること	
	H10 年 規制前	H10 年 規制	H11 年 規制	(イ) 自動車製作者表示 (車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示) (例) 自動車メーカー商号、商標等	
リアエンジン車	103db	100db	100db		
リアエンジン車以外	103db	96db	96db		
測定方法	 <p>マイク高さ: 吐出口高さ又は、0.2mの いずれか高い方</p> <p><測定時のギア位置> ニュートラル</p> <p><測定時のエンジン回転数> 車両停止 最高出力回転数の75%</p>			(ロ) 装置型式指定品表示 (装置型式指定を受けた騒音防止装置に行う表示) (自マーク) (例) 	
				(ハ) 性能等確認済表示 (確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示) (例)  (第1種後付消音器の性能等確認済表示の例)	
				(ニ) 協定規則適合品表示 (Eマーク) (例)  (数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。)	
				(ホ) 欧州連合指令 (EU指令) 適合品表示 (eマーク) (例)  (数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。)	